

入札説明書

令和5年8月22日千葉市公告第728号により公告した協議会事務用サーバー等賃貸借（長期継続契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 賃貸借物品及び数量

別添仕様書のとおり。

(2) 賃貸借物品の特質等

別添仕様書のとおり。

(3) 賃貸借期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで（引き渡し期限は令和5年10月31日）

(4) 設置場所

千葉市中央区長洲1丁目2番1号 ちば消防共同指令センター

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格者名簿の審査を受け、リース（電算機）の資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 過去5年の間に、本件に類似した案件（サーバー、電子計算機等の賃貸借）の履行実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日のから令和5年8月28日(月)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)
- (2) 提出場所 千葉市消防局警防部指令課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 確認通知 令和5年9月4日(月)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送

4 質問回答

(1) 賃貸借物品の仕様に関する質問

① 質問方法

令和5年9月7日(木)午後4時00分までに、後記9の契約事務担当課宛、別紙質問回答書を電子メールにて提出すること。

② 回答方法

質問に対する回答は、千葉市「入札情報等」(<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsu-joho/index.html>)の「発注情報一覧」内の「物品」の当該案件のリンク先に、令和5年9月12日(火)までに掲載する。

(2) その他、申請書類の提出・入札手続等に関する質問

平日の午前9時00分から午後5時00分までの間に、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和5年9月14日(木) 午前10時00分

場 所 千葉市消防局6階会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記8の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、賃貸借物品の金額のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もることとし、**契約初年度に要する金額(5か月分)の消費税抜額**を記載のこと。(次年度以降の1か月に支払う金額に変更がないようにすること。)

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす

る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和 40 年千葉市規則第 3 号）第 8 条に該当する場合は、免除とする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第 16 条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1 回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第 29 条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記 9 の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局警防部指令課

電話 043-202-1673